

公立学校情報機器整備事業に係る各種計画

令和7年2月
春日市教育委員会

【春日市】端末整備・更新計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
① 児童生徒数 ※ 令和7年度 以降は推計	10,754	10,628	10,351	10,076	9,773
② 予備機を含む 整備上限台数	12,367	12,222	11,903	11,587	11,238
③ 整備台数 (予備機除く)	0	0	10,351	0	0
④ ③のうち基金 事業によるもの	0	0	10,351	0	0
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	100%	100%
⑥ 予備機 整備台数	0	0	1,552	0	0
⑦ ⑥のうち基金 事業によるもの	0	0	1,552	0	0
⑧ 予備機 整備率	0 %	0 %	15.0%	0 %	0 %

(端末の整備・更新計画の考え方)

令和8年度に最大約12,000台(予備機を含む、OSは検討中)を調達する予定である。

なお、予備機の台数については、更新年度までに今後の児童生徒数の増減傾向等を踏まえて精査する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

現在使用している端末は、ほぼ全て令和2年度に整備したものであり、本計画策定期点で約11,700台(教職員配付及び予備機を含む)が稼働している。

令和8年度の更新後については、現稼働端末のうち、教員業務支援員や特別支援教育支援員等へ業務端末として配付する端末等を除き、データ消去等を適切に実施した上で事業者への処理委託又は有償売却を行うことを想定している。

【春日市】ネットワーク整備計画

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
十分なネットワーク速度が確保できている学校の割合	11%	100%	100%	100%	100%
アセスメントの実施有無	有	無	無	無	無

(アセスメントにより明らかとなった課題)

令和2年度に整備した学習系ネットワークは、アセスメントを実施した令和6年度上半期時点において、学校の規模等に応じて下記の4構成が混在していた。

- ①アクセス回線 10Gbps、ルータ 2.5Gbps 対応 (1校)
- ②アクセス回線 10Gbps、ルータ 1 Gbps 対応 (1校)
- ③アクセス回線 1 Gbps、ルータ 2.5Gbps 対応 (5校)
- ④アクセス回線 1 Gbps、ルータ 1 Gbps 対応 (11校)

※ アクセス回線は全てベストエフォート型であり、ルータより下層の構成は全校共通である。

※ 文部科学省「GIGAスクール構想の実現 学校のネットワーク改善ガイドブック（令和6年4月）（以下、「ガイドライン」とする。）」で示される各校の当面の推奨帯域は、①621Mbps、②566Mbps、③580～660Mbps、④422～580Mbps である。

各構成で帯域測定を実施したところ、①・②はともに推奨帯域を 100Mbps 以上超過する結果を得た。一方で、③・④はともに推奨帯域を 100Mbps 以上下回っていることが判明した。

※ 帯域測定は、ガイドラインに示す「集約 SW (L3SW) 直下での有線での帯域測定」方法にて実施した。

(課題解決の方法)

③及び④の構成を取る 16 校のアクセス回線を 10Gbps に変更することで、①及び②の構成を取る学校と同じ環境になり、帯域確保については確実な効果が見込めるため、令和6年度中に実施する。

今後については、現在使用しているネットワーク機器のライセンス期限を迎える令和10年度までに、ICT 環境や児童生徒数等の変化を踏まえながら、適切なネットワーク機器の構成検討を継続して行う。

【春日市】校務 DX 計画

I 現状の課題

「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリストの自己点検結果」(文部科学省令和5年11月実施)の自治体別達成状況において、学校設置者の点数は230点であり、福岡県全域の平均(202.1点)は超過しているものの、近隣の同規模自治体より低い結果となっている。要因として、環境整備の遅れにより、クラウドサービスの利活用やペーパーレス化の推進が進んでいないことがあげられる。

一方、学校の点数は403点であり、福岡県全域の平均(366.6点)を大きく超過している上、近隣の同規模自治体と比べても良好な結果となっているが、学校間の取り組み状況に大きな差が生じている実態がある。

2 令和6年度における校務環境の整備

(1) 統合型校務支援システムの導入

ふくおか電子自治体共同運営協議会の主導により、県内市町村で共同調達した統合型校務支援システムを令和7年度から本導入することで、学校現場の業務負担軽減や効率化の推進を図る。

(2) 「強固なアクセス制御による対策を前提とするセキュリティ」環境の構築

文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和6年1月)」に示される「強固なアクセス制御による対策を前提とするセキュリティ」環境(いわゆる「ゼロトラスト環境」)を構築することで、校務支援システムへのセキュアな接続環境を整えるとともに、オンプレミス型である現在の校務環境が抱える諸課題を、フルクラウド環境への移行により一体的解消を図る。

(3) 校務系及び学習系ネットワークの統合

有線 LAN 及び全校集約型であった既存の校務系ネットワークを、無線及び各校直収型で構築した学習系ネットワークと統合することにより、校務環境のロケーションフリー化及び通信速度向上を図る。

(4) 校務系端末の更新による「1人2台」環境の解消

校務系端末の大半をモバイル型かつタッチパネル搭載の機種に更新することで、1人1台の端末で校務及び授業両方を実施できる環境とする。

3 今後の方針

校務 DX については、市内全校が統一した方針で推進できるよう、令和6年度に整備した校務環境を十分に活用して下記取り組みを着実に実施していく。

(1) 学校と教育委員会間のデジタルファースト化

ア FAXでのやり取りを廃止

イ 教育委員会に提出を求める様式における押印・署名を原則廃止

ウ クラウドサービスを活用したコミュニケーションを推進

エ 名簿情報等の不必要的手入力作業の一掃

(2) 学校内のデジタルファースト化

- ア 職員会議等の各種資料や教材等をクラウド上で共有
- イ クラウドサービスのチャットツールや統合型校務支援システムのグループウェア機能の積極的活用

(3) 学校と保護者間のデジタルファースト化

- ア 児童生徒の出欠連絡におけるクラウドサービス活用及び統合型校務支援システムとの連携
- イ クラウドサービスを保護者との連絡手段として積極的活用

【春日市】 1人1台端末の利活用に係る計画

1 1人1台端末をはじめとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

学習指導要領及び中央教育審議会答申「「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの表現～」においてICTを利用して個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指すべき「令和の日本型学校教育」の姿を示している。

春日市では、第6次春日市総合計画の基本計画「第3章 学校教育の充実」の中で、
①基礎学力、学習習慣の定着化を図るために、ICT機器の活用等の取組を推進
②児童生徒が自ら課題を解決するために必要な力をはぐくむため、主体的・対話的で深い学びができるよう授業の改善・充実を図る
を掲げており、ICT活用を推進し確かな学力の向上と課題解決力の育成に取り組む。

2 GIGA 第1期の総括

GIGAスクール構想が始まって以来、1人1台端末の導入やネットワークの整備等、ハード面の整備、授業支援ソフト、学習eポータル、デジタルドリルなどのソフト面の整備も継続的に実施してきた。合わせて、児童生徒や教職員の授業でのICT利活用を推進するために、ICT支援員を配置し、学校のサポートを行ってきた。

令和4年度からMEXCBTを活用した春日市独自のCBTによる地方学力調査を1人1台端末で実施し、教育データの利活用も推進してきた。

また、国のリーディングDXスクール事業の指定を受け、指定校では外部のアドバイザーを招聘して指導助言を受け、授業や校務におけるICTの効果的な活用、生成AIの利活用に向けて取り組み、他の学校への横展開も図っている。

一方で、ICT活用の学校間、教職員間の格差も顕著に表れてきており、教職員のスキルに合わせた研修の開催や、リーディングDXスクール指定校の成果の横展開を進める必要があると考えている。

3 1人1台端末の利活用方策

GIGAスクール構想により1人1台端末等の整備、活用を始めてから4年目に入り、学校での授業や家庭学習での端末の日常的な活用が根付きつつある。

こうした状況の中、1人1台端末はもはや不可欠なものであり、端末整備・更新計画に基づき引き続き適切に維持・更新していくことを前提として、以下のように利活用していく。

(1) 1人1台端末の積極的活用

本市では、AIドリルを始めとするアプリを活用する等、家庭学習でのICT活用を推進することで引き続き積極的な活用に取り組む。

(2) 個別最適・協働的な学びの充実

端末を効果的に活用することにより児童生徒が、自分の特性や理解度・進度に合わせて自己調整した学習を進める「個別最適な学び」や、他の児童生徒の学習の取り組

みや振り返りを相互参照することでヒントを得たり、自分と同じ考え方や異なる考えに触れることで自分の考え方をさらに深め、興味を持った友達と意見交換をする「協働的な学び」の充実に取り組む。

(3) 学びの保障

希望する不登校児童生徒へ端末を活用した授業への参加・視聴の機会を提供する等、多様な場面で一人一台端末を活用していく。

また、日本語指導の必要な児童生徒等、特別な支援を要する児童生徒の実態等に応じて端末を活用した支援に取り組む。